

各区の区民活動支援コーナー等の設置状況(平成30年4月1日現在)

参考資料2

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
名称	川崎区市民活動コーナー	◆幸区市民活動コーナー(以下、幸区) ◆日吉合同庁舎市民活動コーナー(以下、日吉)	区民交流センター「なかはらっば」	高津区市民活動支援ルーム	区民活動支援コーナー	多摩区民活動交流センター	麻生市民交流館やまゆり
設置場所	教育文化会館1階 大師支所2階 田島支所3階	◆幸区 幸区役所1階 ◆日吉 日吉合同庁舎1階	区役所5階	区役所4階 橋出張所2階 高津市民館11階 プラザ橋1階	区役所1階	多摩区総合庁舎7階 生田出張所2階	麻生区上麻生1-11-5
運営主体	川崎区役所(運営・施設管理)	◆幸区 幸区役所(施設管理・運営) 幸区市民活動コーナー利用者の会(運営) ◆日吉 日吉合同庁舎	中原区役所(施設管理) 中原区まちづくり推進委員会(運営)	高津区市民活動支援ルーム運営委員会	支援コーナー運営委員会	多摩区役所 多摩区民活動・交流センター運営委員会	認定NPO法人 あさお市民活動サポートセンター
利用対象者	団体	団体	団体	団体	個人・団体	団体	団体
利用方法	①利用者登録を行う ②利用予約を行う(利用希望日の2か月前の月の1日から前日までに電話・FAX・Eメールで行う(先着順)) ③利用日に教育文化会館・大師支所・田島支所へ	◆幸区 ①利用者登録を行う ②利用予約を行う(利用希望日の属する月の2ヶ月前の1日午前9時から予約可:先着順) ③利用日に区役所へ ◆日吉 ①利用者登録を行う ②日吉分館へ利用予約をしたうえで、利用時に同事務室で受付を行う。	①利用者登録を行う ②利用予約を行う(利用希望日の2ヶ月前から、窓口に向くか電話にて予約(先着順)) ③利用日に区役所へ(電話申込みで、申請書未提出の場合は、当日提出)	①利用団体登録を行う ②利用予約を行う(利用希望日が属する月の2か月前から1週間前までの月曜日の10時から15時まで(12時から13時を除く)に、支援ルームへ電話(先着順)。空いていれば区役所に連絡のうえ当日利用も可。 ③区役所については、平日は地域振興課で鍵の貸出と返却(夜間・休日は守衛室が対応)。橋出張所については、地域振興担当で鍵の貸出と返却(夜間・休日に利用したい場合は事前の開庁日に鍵を受取り、後日また開庁日に返却)。市民館とプラザ橋については、各事務室で鍵の貸出と返却。	①利用者登録を行う ②利用予約を行う(利用希望月の前々月の20日に近い金曜日の午後1時から、支援コーナーに向くか電話(先着順)) ③利用日に区役所へ	①利用者登録を行う ②会議室、印刷・作業スペースは、利用希望日の2か月前から当日までに電話(第1月曜日午前10時～午後1時のみ)か来庁で(先着順)。 打ち合わせスペースは予約不要。 ③会議室は、区役所は守衛室で、鍵の貸出・返却を行う。 交流室(印刷・作業スペース、打ち合わせスペース)は、区役所は平日午後5時以降及び土日祝日のみ守衛室で鍵の貸出・返却を行う。(平日午前9時～午後5時は常時開放している。) ※生田出張所(仮庁舎)では、会議室・交流室とも鍵の貸出・返却は行っておりません。	①利用者登録を行う ②施設利用申込書に必要な事項を記入。来館の上、またはFAXで(先着順)。ただし、9時半～10時は来館予約のみ。 ◆一般予約 利用希望日の3ヶ月前の9時半から ◆特別予約 6か月単位(4～9月、10～3月)で6月1日と12月1日の9時から12時までの1日のみ(抽選) ③利用料金の支払 ◆一般予約(平日) 利用開始前まで ◆一般予約(土日祝) 予約時 ◆特別予約 予約時 ※平日昼間の1階サロン、2階フリースペースは利用登録・予約不要(2時間まで)
利用時間	①教育文化会館 12月29日～1月3日及び、毎月第3月曜日(祝日と重なった場合は翌日)他、点検日を除く9時～20時まで ②大師支所及び田島支所 土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除く9時～16時まで	◆幸区 年末年始を除く全日9時～21時 ①9時～12時 ②12時～15時 ③15時～18時 ④18時～21時 ◆日吉 開庁日の以下の時間帯 午前9時から午後5時までの半日単位(原則月4回まで)	開庁日の以下の時間帯のうち1コマ(午前・午後3コマは連続使用可能。)フリースペースは誰でも利用可能 ①9時～10時 ②10時～11時 ③11時～12時 ④13時～14時 ⑤14時～15時 ⑥15時～16時	以下の①②③の各時間帯(年末年始は使用不可。高津市民館、プラザ橋は毎月第3月曜日も使用不可)。 ①9時～12時 ②13時～17時 ③17時30分～21時	全日9時～21時(水曜日午前中、年末年始、定期点検日、定期清掃日は使用不可) ①9時～13時 ②13時～17時 ③17時～21時	【多摩区役所】 ①午前9時～午後0時 ②午後0時～午後3時 ③午後3時～午後6時 ④午後6時～午後9時 (利用可能日:庁舎点検日、年末年始を除く毎日) 【生田出張所】 ①午前9時～午後0時 ②午後1時～午後4時 (利用可能日:年末年始及び祝日を除く月曜日～金曜日) ※1日1コマ、1ヶ月4コマまで利用可	開館は月～金(9:30～17:00)だが、予約すれば平日夜間・土日・祝日も利用可能 年末年始(12/29～1/3)、施設点検日は休館 ①9時30分～12時30分 ②13時～17時 ③17時15分～20時15分
	同 上	◆幸区 同 上 ◆日吉 印刷室はなし	同 上	同 上	【印刷・作業台】 水曜日午前中を除き随時利用可能。 但し、長時間使用する場合には、事前に情報掲示板へ案内を掲示する。	【多摩区役所】 1時間単位で予約。 午前9時から午後9時までの間で1日最長3時間まで利用可能。(利用可能日:庁舎点検日、年末年始を除く毎日) 【生田出張所】 1時間単位で予約。 午前9時から午後4時までの間で1日最長3時間まで利用可能。(利用可能日:年末年始及び祝日を除く月曜日～金曜日)	①9時30分～10時 ②10時～11時 ③11時～12時 ④12時～13時30分 ⑤13時30分～15時 ⑥15時～16時 ⑦16時～17時 ※①、④はフリータイム ※会議室利用すれば、夜間、土日、祝日も可
利用機器	①印刷機 ②紙折り機 ③裁断機 ④大型パンチ ⑤大型ホチキス ⑥パソコン(教文のみ) ⑦プリンタ(教文のみ) ⑧丁合機(教文のみ)	◆幸区 ①印刷機 ②紙折り機 ③裁断機 ④丁合機 ⑤大型パンチ ⑥大型ホチキス ⑦DVDプレーヤー ⑧モニター	①印刷機(両面同時印刷) ②紙折り機 ③裁断機 ④丁合機 ⑤大型パンチ ⑥大型ホチキス ⑦製本機 ⑧大判プリンタ(6月中旬まで利用可) ⑨ラミネーター ⑩パソコン	①印刷機 ②紙折り機(区役所のみ) ③裁断機(区役所・橋出張所) ④丁合機(区役所・橋出張所) ⑤大型パンチ ⑥デスクカッター ⑦大型ホチキス ⑧ラミネーター(区役所のみ) ⑨製本機(区役所のみ)	①印刷機 ②紙折り機 ③裁断機 ④大型パンチ ⑤大型ホチキス ⑥ノートパソコン(インターネット閲覧のみ)	①カラー印刷機 ②紙折り機 ③裁断機 ④大型パンチ ⑤大型ホチキス ⑥プロジェクター ⑦ラミネーター	①印刷機 ②紙折り機 ③裁断機 ④丁合機 ⑤ラミネーター ⑥プロジェクター ⑦スクリーン ⑧マイク&スピーカー ⑨DVDプレーヤー ⑩展示パネル ⑪ピアノ ⑫パソコン2台 ⑬プリンター

各区の区民活動支援コーナー等の設置状況(平成30年4月1日現在)

		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
名称		川崎区市民活動コーナー	◆幸区市民活動コーナー (以下、幸区) ◆日吉合同庁舎市民活動コーナー(以下、日吉)	区民交流センター 「なかはらっば」	高津区 市民活動支援ルーム	区民活動支援コーナー	多摩区民活動 交流センター	麻生市民交流館 やまゆり
設備	会議室	会議スペース 教文:18名 大師:12名 田島:12名	◆幸区 (12名程度×2室) ◆日吉 (10名程度)	会議スペース (最大24名) フリースペース(18名)	区役所(18名程度) 橋出張所(18名程度) 市民館(8名程度) プラザ橋(24名程度)	会議室(15名程度)	会議室 多摩区役所:30名 生田出張所:12名 打ち合わせスペース 多摩区役所:12名 生田出張所:設置なし	会議室A 18名 会議室B 30名 会議室AB 48名 サロン 60名
	備品等	①作業テーブル ②カタログスタンド ③レターケース(教文のみ) ④ホワイトボード ⑤掲示板 ⑥ロッカー	◆幸区 ①作業テーブル及びイス ②チラシラック ③情報掲示板 ④ホワイトボード ◆日吉 ①作業テーブル	①作業テーブル ②パンフレットラック ③情報掲示板 ④ホワイトボード ⑤パソコン(希望者に貸与)	①ホワイトボード ②作業テーブル ③パンフレットラック	①作業テーブル ②カタログ展示台 ③情報掲示板 ④レターケース ⑤ホワイトボード ⑥ノートパソコン	会議室 ①会議テーブル ②会議椅子 ③ホワイトボード ④スクリーン 打ち合わせスペース ①会議テーブル ②会議椅子 ③ホワイトボード ④スクリーン ⑤ロッカー ⑥レターケース	①作業テーブル ②レターケース ③情報掲示板 ④参考図書
広さ(m ²)		教育文化会館 55 大師支所 18 田島支所 18	◆幸区 会議室 14 × 2室 作業室 14 フリースペース 35 ◆日吉 11	会議室 30 フリースペース 24 印刷スペース 15	区役所会議室 26 区役所作業室 6 橋出張所会議室 43 橋出張所作業室 16 市民館打合せスペース 20 プラザ橋打合せスペース 30	会議室 27 印刷スペース 28	【多摩区役所】 会議室 31 交流室 30 【生田出張所】 会議室 13 交流室 13	A会議室 32 B会議室 40 印刷室 12 サロン 80
料金	会議・打合せスペース	無料	無料	無料	無料	無料	無料	A、B共通 午前 1,000円 午後 1,500円 夜間 1,500円 ABをつなげて利用 午前 2,000円 午後 3,000円 夜間 3,000円 サロン 夜間・土日、祝日は有料
	印刷	製版原紙 30円/1枚 インク 1枚 0.5円	◆幸区 製版原紙40円/1枚 インク1枚 0.5円	モノクロ:A4まで片面1円/ 枚 A3まで片面2円/枚 カラー:A4まで片面3円/枚 A3まで片面6円/枚 事前予約があれば用紙に ついて販売。(A4白1枚 500円他) 大判印刷:A1 370円 A2 190円 横断 幕(縦60.9cm) 1mまで370 円、以降50cm毎に+190円 ※最長3m (大判印刷に ついては6月中旬まで)	製版原紙 30円/1枚 インク 5円/10枚	製版原紙 40円/1枚 インク 0.5円/1枚	単色:A3未満片面1円/ 枚、A3片面2円/枚 カラー:A3未満片面3円/ 枚、A3片面6円	製版原紙・・・30円/1枚 インク・・・10円/20枚
印刷の用紙は利用者が持参								
問合せ先		地域振興課 Tel201-3136	◆幸区 地域振興課 Tel556-6606 ◆日吉 日吉出張所 Tel599-1121 幸市民館日吉分館 Tel587-1491	なかはらっば Tel744-4087 (原則月・水・金) 地域振興課 Tel744-3324 (上記以外)	地域振興課 Tel861-3133	地域振興課 Tel856-3125 支援コーナー Tel856-3220	地域振興課 Tel935-3148	認定NPO法人あさお市民 活動サポートセンター Tel951-6321 fax 951-6467 月～金 9時30分～17時
登録団体数 (H30.4.1現在)		88	◆幸区 54 ◆日吉 45	199	64	77	179	659
稼働率(%) (H29.4月～ H30.3月末)		教育文化会館 24.5% 大師支所 9.6% 田島支所 7.7%	◆幸区 会議室 24.4% 作業室 13.8% ◆日吉 9.0%	会議室 43% 印刷室 44%	区役所会議室 29.6% 区役所作業室 6.5% 橋出張所会議室 11.4% 橋出張所作業室 4.4% 市民館 25.3% プラザ橋 28.0%	会議室 42% 印刷機 42団体(2.5万枚)/ 月	【多摩区役所】 会議室 42% 印刷室 101団体(4.6万 枚)/月 【生田出張所】 会議室 24% 印刷室 49団体(2.0万枚)/ 月	会議室 平日昼間 92% 平日夜間 54% 土日祝日 73%
その他特記 事項 (その他市民 活動支援施設 策等について 御記入ください)		・平成20年4月に大師支 所・田島支所のコーナー 開設。市民活動コーナー 利用の手引きを作成 ・会議室スペースと印刷ス ペースは同室内 ・川崎区市民活動コー ナー利用者会議会則に基 づき、総会を年1回、運営 委員会を年2回程度開催。	◆幸区 1 平成27年5月に開設。 2 利用者の会の全体会 議を年1回、役員会を年4 回程度開催。 3 役員所属する団体 が、平日午前中の受付担 当(各団体月1回) ◆日吉 平成24年7月に開設	平成20年3月10日に支援 コーナーをリニューアル。 同日から支援サイトも開設 (平成30年3月をもって閉 鎖)。H22.4から登録団体 による輪番制の窓口に移 行。 30年3月に登録団体紹介 冊子を発行。(5期改訂版) 年1回程度利用者懇談会 を開催。	1 登録団体から選出した 運営委員とまちづくり協 議会委員により運営委員 会を組織 2 年3回の運営委員会を 開催 3 毎週月曜日の予約当 番を登録団体が行う	1 登録団体より運営委員 選出(20団体より) 2 月1回の運営委員会開 催 3 週2回の当番あり 4 登録団体の自主運営 及び自主管理 5 まちづくり協議会発行 「みやまえ市民活動のな かま」を発行(平成24年2 月) ※稼働率の表記変更。印 刷室というより、自由なス ペースなので今回から印 刷室の稼働率表記から印 刷機の利用状況にする。	平成24年1月から区民活 動・交流センターとしてリ ニューアルオープンし、区 役所スペースの拡充、出 張所への新規開設を実 施。 1 運営委員に登録団体有 志が参加(10団体) 2 1～2ヶ月に1回程度の 運営委員会の開催、年1 回程度の全体会の開催。 3 運営委員による、毎月 第1月曜日の電話受付対 応 ※情報コーナーとして、多 摩区役所1階と生田出張 所1階に、パンフレットス タンドと掲示板を設置。そ れぞれ年4回(最長1ヶ月/ 回)まで、配架または掲示 することができる。	平成19年4月に開館。運 営団体に、市民活動相談 窓口の運営、市民活動団 体のネットワーク構築等 の支援事業等を委託実施。 また、運営団体が自主財 源をもとに自主事業を実 施している。